

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定

障害福祉課

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の名称等の変更

〃

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止

〃

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の名称等の変更

〃

### 【公告】

○ 落札者等の決定  
○ 公共測量の実施

情報政策課  
監理課

## 目次

担当課（室）

◎岡山県告示第四百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年八月二十一日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
れんげ薬局	総社市中央6-15-119	H30.7.1
いろどりクリニック	赤磐市松木481-1	H30.7.1
早島クリニック耳鼻咽喉科皮膚科	都窪郡早島町早島1475-2	H30.7.1

◎岡山県告示第四百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があつた。

平成三十年八月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
みわ薬局	総社市駅南2-41-12	所在地	総社市三輪677-6	総社市駅南2-41-12	H30.7.14

◎岡山県告示第四百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

平成三十年八月二十一日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
こころの医療クリニック総社	総社市駅前2-2-10	H30. 6. 30
早島クリニック耳鼻咽喉科皮膚科	都窪郡早島町早島1475-2	H30. 6. 30

◎岡山県告示第四百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があつた。

平成三十年八月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

事業者

種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
居宅介護事業者	有限会社アノ薬局	総社市門田566-2	みわ薬局	総社市駅南2-41-12	事業所の所在地	総社市三輪677-6	総社市駅南2-41-12	H30.7.14
介護予防事業者	有限会社アノ薬局	総社市門田566-2	みわ薬局	総社市駅南2-41-12	事業所の所在地	総社市三輪677-6	総社市駅南2-41-12	H30.7.14

# 平成30年8月21日 岡山県公報 第12018号

〔四一五〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成三十年八月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

## 一 調達件名

岡山県出先事務所等ネットワーク回線サービス提供業務

## 二 契約期間

平成三十一年一月一日から平成三十三年十二月三十一日まで

## 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県県民生活部情報政策課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

## 四 落札者を決定した日

平成三十年八月七日

## 五 落札者の氏名及び住所

西日本電信電話株式会社岡山支店

岡山市北区中山下二丁目一番九〇号

## 六 落札金額

一月当たり五、七〇〇、二四〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四二二、二四〇円）

## 七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 八 入札公告日

平成三十年六月二十六日

〔四一六〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、玉野市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成三十年八月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

玉野市北方、下山坂、上山坂地内	測量区域
公共測量（地図作成業務）	測量の種類
平成三十年七月十八日から同年十二月二十五日まで	測量期間